

令和7年度「歳末たすけあい募金助成」助成要項
【令和7年度募金財源による令和7年度事業費助成】

1. 目的

共同募金の財源をもとに、地域課題の解決のための活動や福祉の推進のための活動など、田上町の地域福祉の発展のため「自分の町を良くする仕組み」として地域の福祉活動を支援する。

2. 対象団体

田上町内を活動範囲とし、赤い羽根共同募金の主旨について理解・共感し、この運動に積極的に協力する団体とする。

自治会、学校、幼稚園、保育園、福祉団体、ボランティアグループ、NPO 法人等

3. 対象事業と上限額

上 限 額	対象となる活動内容
1 団体あたり 100,000 円	<p>※ <u>但し歳末期間に行う事業に対して助成する。</u></p> <p>地域福祉活動を推進とする組織を助成対象とし、町民の善意である募金を活用しても良いと判断できる活動。</p> <p>①自治会等が行う小地域での福祉推進のための活動費 ②地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体等の活動費 ③社会福祉の増進に寄与するものとして田上町共同募金委員会が認めた事業 ④社会福祉協議会が行う事業</p> <p>例) 一人暮らし高齢者や一人親家庭等の支援を必要としている方に対し歳末の時期に見守り支援を行う、支援を必要としている方へ食料配付、一人暮らし高齢者宅の除雪作業、子どもたちの施設訪問 等</p>

※1 算定に当たっては、過去に助成を受けた活動と同様の活動、または、その活動と一体性のある活動の助成歴を考慮して決定する。

※2 予算額を上回る申請があった場合は、助成審査委員会で審議して決定する。

※3 社会福祉協議会が行う事業に関しては上限額を設けない。但し、予算額を上回る申請があった場合はこの限りではない。

4. 助成の対象とならないもの

- ・ 国・及び地方公共団体が経営するもの
- ・ 会員・構成員の親睦を目的としたもの
- ・ 営利を目的とする事業

- ・経営の状況が地域から信頼されていない団体
- ・共同募金との重複感を与えるような寄附金の募集をしようとするもの
- ・原則として町や社協等、他から助成を受けている事業
- ・「共同募金会の助成金」以外の収入が期待でき、これによって当該活動の事業が実施できるもの
- ・施設整備や備品整備のみを目的とした事業
- ・団体の管理、運営費及び人件費
- ・その他助成審査会にて不適切と認められる事業及び経費

※ 助成において対象となる経費は、事業を実施するにあたり直接必要となる経費とします。

※ 募金の主旨の観点により、研修会の参加者用飲料費など、地域の皆様からの浄財である募金を活用すべき活動から離れている費用に関しては助成対象外、または優先度は低くなります。

5. 対象事業の実施年度

令和7年度（令和7年1月～令和8年3月までに実施する事業）

6. 応募方法及び配分決定時期

- ・応募方法： 申請書に必要な書類を添付し当会に提出。（平日8:30～17:30まで）
- ・申請締切： 令和7年4月21日（月）
- ・助成決定時期： 令和8年3月（助成審査委員会で審査を行い助成額を決定します。）
 - ※ 募金実績額により申請額よりも減額助成となる場合があります。
- ・助成額の交付、助成決定通知書の送付 令和8年3月

7. 助成に関する広報

- ・助成を受けた時は、本会が指定する助成標示を行うことを条件とする。
パンフレット・資料等の印刷物に助成の明示、指定のステッカー張付け（決定後配付）
- ・助成決定の場合、広報の一環として広報誌やチラシ、ホームページに掲載する場合がある。

8. 問合せ・申込み先

田上町共同募金委員会

〒959-1503

田上町大字原ヶ崎新田3071番地

電話：0256-57-5877